

令和6年度第3回水戸市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和7年1月14日（火）

午前10時から

場所 水戸市役所政策会議室

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

一般廃棄物処理手数料のあり方について答申（案）

4 閉会

水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体等	役職・氏名	備考
学識経験者	茨城大学	人文社会科学部教授 はすい せいいちろう 蓮井 誠一郎	会長
	水戸商工会議所	総務部総務課長 はぎのや ひとし 萩野谷 均	副会長
	水戸市議会	議員 はかもつか たかお 袴塚 孝雄	
	水戸市議会	議員 すだ ひろかつ 須田 浩和	
市民	N P O消費者市民ネット21	理事 ふじさく りえこ 藤咲 利枝子	
	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	理事 ほうじょう てるよ 北條 てるよ	
	水戸市高齢者クラブ連合会	理事 えばた ひろし 江幡 裕	
	水戸市地域女性団体連絡会	会長 はやし ゆかり 林 由香里	
	公募	ときた ながこ 鶴田 ナガ子	
	公募	むろい ひろし 室井 洋	
事業者	いばらきコープ生活協同組合	総合企画室次長 しのざき つとむ 篠崎 勉	
	イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	人事総務課長 いなだ かずこ 稻田 加寿子	
処理業者	水戸市環境整備事業協同組合	理事長 みやざき まさひこ 宮崎 雅彦	
	水戸市再資源化事業協同組合	代表理事 かわさき こういち 川崎 晃一	
行政機関	茨城県県民生活環境部資源循環推進課	資源循環推進課長 ひろせ ふみあき 廣瀬 史明	

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

平成 12 年 3 月 29 日
水戸市条例第 6 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき, 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため, 水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は, 学識経験を有する者, 市民, 事業者, 一般廃棄物処理業者, 関係行政機関の職員等のうちから, 市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は, 2 年とする。ただし, 補欠により委嘱された委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 9 条 審議会に, 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は, 審議会の会務を総理する。

3 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるとき, 又は会長が欠けたときは, その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会は, 会長が招集し, 会長は, 会議の議長となる。

2 審議会は, 委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 審議会は, 必要があると認めるときは, 関係者の出席を求め, 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は, 生活環境部において行う。

(案)

廃推審答申第2号
令和7年 月 日

水戸市長 高橋 靖様

水戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 蓮井 誠一郎

一般廃棄物処理手数料のあり方について（答申）

令和6年2月29日付けご質問第2号で質問のあった、一般廃棄物処理手数料のあり方について、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議の経緯

市の一般廃棄物（ごみ）処理事業（以下「ごみ処理事業」という。）については、令和2年度の清掃工場「えこみっと」稼働を大きな転換点として、資源循環型の廃棄物処理システムを確立すべく、新たな分別収集制度を開始した。

このような中、近年のごみ処理事業を取り巻く環境は、燃料費や人件費等の高騰により歳出経費が増大傾向にあり、現行の一般廃棄物（ごみ）処理手数料制度を導入した当時と比べて、大きく変化している。

将来にわたり、ごみ処理事業の運営を安定的かつ健全に継続していくためには、今後見込まれる運営経費や社会情勢、市民の生活事情等を加味した上で、受益者負担の原則に基づく適正な費用負担のあり方の検討が必要である。

このため、令和2年度の新たな分別収集制度開始以降のごみ処理事業に係る歳入、歳出及び受益者負担割合の実績とあわせ、今後の收支等の見通しについて説明を受け、一般廃棄物（ごみ）処理手数料（以下「手数料」という。）のあり方に係る審議を行った。

2 審議の結果

手数料の区分ごとに検証を行った結果、令和2年度以降ごみ処理事業の運営は、安定的に推移してきたものと見受けられるが、それぞれの現行の手数料水準では、将来の歳入歳出の不均衡が生じることにより、適正な受益者負担割合が維持されない状況であることを確認した。

今後のごみ処理事業の運営については、なお一層の経費削減に努め、次

世代の負担を軽減することはもとより、近年の人口減少や物価上昇がさらに進んでいく社会情勢を鑑み、事業運営を安定的に継続するためには、手数料の改定を行うことは妥当であると判断する。

これらのことから、手数料の改定に当たっては、適正な受益者負担割合を維持することに加え、排出量に応じた負担の公平性を確保する必要があるため、以下のとおり現行手数料を改定することを提言する。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定

区分	現行	改定	受益者負担の考え方
燃えるごみ（集積所収集）			
10リットル 1袋につき	10円	10円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
20リットル 1袋につき	15円	20円	
30リットル 1袋につき	—	30円	
45リットル 1袋につき	30円	45円	
ごみ処理券 1枚につき	30円	45円	
燃えないごみ（集積所収集）			
10リットル 1袋につき	10円	10円	
20リットル 1袋につき	15円	20円	
45リットル 1袋につき	30円	45円	
ごみ処理券 1枚につき	30円	45円	
資源物（集積所収集）			
有害ごみ（集積所収集）	無料	無料	資源物であっても処理には経費がかかるが、更にリサイクルを推進していくため、政策として、市民に負担をいただかない。
小型家電（拠点回収）			
粗大ごみ（戸別収集）			
3辺の長さの合計が3m未満 1個につき(粗大ごみ処理券 1枚)	500円	1,000円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
3辺の長さの合計が3m以上 1個につき(粗大ごみ処理券 2枚)	1,000円	2,000円	
直接搬入ごみ 10kg当たり	130円	170円	直接搬入ごみは、事業所等から排出されるごみが多くを占めており、事業系ごみは廃棄物処理法に基づき、事業者自ら処理しなければならないことから、相応分の処理経費を負担していただく。
特定家庭用機器一般廃棄物 1台当たり	2,000円	3,000円	民間業者の同サービスとの均衡を図る。

3 意見

- (1) 手数料改定の趣旨について、市民や事業者に理解していただけるよう、工夫しながら丁寧な説明を行うこと。
- (2) 手数料改定においては、市民に広くお知らせすることとあわせ、事業者等の準備期間を考慮し、十分な周知期間を設けること。
- (3) 30ℓの燃えるごみ収集袋は、市民の選択肢が増え、利便性の向上とともに、ごみの減量にもつながる有効な手段であることから、手数料改定とあわせて新たに区分に追加すること。
- (4) 事業系一般廃棄物（ごみ）の集積所への排出防止は、ごみ処理事業の歳出抑制や生活環境の向上が期待できることから、改定後の手数料を適用する前までに事業者に対して周知徹底を図ること。
- (5) ごみ処理事業の運営状況を確認し、適正な進行管理を図るためにも、当審議会を毎年開催すること。



廃推審答申第2号
令和7年1月20日

水戸市長 高橋 靖様

水戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 蓬井 誠一



一般廃棄物処理手数料のあり方について（答申）

令和6年2月29日付けご質問第2号で質問のあった、一般廃棄物処理手数料のあり方について、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議の経緯

市の一般廃棄物（ごみ）処理事業（以下「ごみ処理事業」という。）については、令和2年度の清掃工場「えこみっと」稼働を大きな転換点として、資源循環型の廃棄物処理システムを確立すべく、新たな分別収集制度を開始した。

このような中、近年のごみ処理事業を取り巻く環境は、燃料費や人件費等の高騰により歳出経費が増大傾向にあり、現行の一般廃棄物（ごみ）処理手数料制度を導入した当時と比べて、大きく変化している。

将来にわたり、ごみ処理事業の運営を安定的かつ健全に継続していくためには、今後見込まれる運営経費や社会情勢、市民の生活事情等を加味した上で、受益者負担の原則に基づく適正な費用負担のあり方の検討が必要である。

このため、令和2年度の新たな分別収集制度開始以降のごみ処理事業に係る歳入、歳出及び受益者負担割合の実績とあわせ、今後の收支等の見通しについて説明を受け、一般廃棄物（ごみ）処理手数料（以下「手数料」という。）のあり方に係る審議を行った。

2 審議の結果

手数料の区分ごとに検証を行った結果、令和2年度以降ごみ処理事業の運営は、安定的に推移してきたものと見受けられるが、それぞれの現行の手数料水準では、将来の歳入歳出の不均衡が生じることにより、適正な受益者負担割合が維持されない状況であることを確認した。

今後のごみ処理事業の運営については、なお一層の経費削減に努め、次

世代の負担を軽減することはもとより、近年の人口減少や物価上昇がさらに進んでいく社会情勢を鑑み、事業運営を安定的に継続するためには、手数料の改定を行うことは妥当であると判断する。

これらのことから、手数料の改定に当たっては、適正な受益者負担割合を維持することに加え、排出量に応じた負担の公平性を確保する必要があるため、以下のとおり現行手数料を改定することを提言する。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定

区分	現行	改定	受益者負担の考え方
燃えるごみ（集積所収集）			
10リットル 1袋につき	10円	10円	
20リットル 1袋につき	15円	20円	
30リットル 1袋につき	—	30円	
45リットル 1袋につき	30円	45円	
ごみ処理券 1枚につき	30円	45円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
燃えないごみ（集積所収集）			
10リットル 1袋につき	10円	10円	
20リットル 1袋につき	15円	20円	
45リットル 1袋につき	30円	45円	
ごみ処理券 1枚につき	30円	45円	
資源物（集積所収集）			
有害ごみ（集積所収集）	無料	無料	資源物であっても処理には経費がかかるが、更にリサイクルを推進していくため、政策として、市民に負担をいただきたい。
小型家電（拠点回収）			
粗大ごみ（戸別収集）			
3辺の長さの合計が3m未満 1個につき	500円	1,000円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
3辺の長さの合計が3m以上 1個につき	1,000円	2,000円	
直接搬入ごみ 10kg当たり	130円	170円	直接搬入ごみは、事業所等から排出されるごみが多くを占めており、事業系ごみは廃棄物処理法に基づき、事業者自ら処理しなければならないことから、相応分の処理経費を負担していただいく。
特定家庭用機器一般廃棄物 1台当たり	2,000円	3,000円	民間業者の同サービスとの均衡を図る。

3 意見

- (1) 手数料改定の趣旨について、市民や事業者に理解していただけるよう、工夫しながら丁寧な説明を行うこと。
- (2) 手数料改定においては、市民に広くお知らせすることとあわせ、事業者等の円滑な事業継続が図れるよう、適切な周知期間を確保すること。
- (3) 30リットルの燃えるごみ収集袋は、市民の選択肢が増え、利便性の向上とともに、ごみの減量にもつながる有効な手段であることから、手数料改定とあわせて新たに区分に追加すること。
- (4) 事業系一般廃棄物（ごみ）の集積所への排出防止は、ごみ処理事業の歳出抑制や生活環境の向上が期待できることから、改定後の手数料を適用する前までに事業者に対し、市民とも連携しながら周知徹底を図ること。
- (5) ごみ処理事業の運営状況を確認し、適正な進行管理を図るためにも、当審議会を毎年開催すること。